

静岡県教育委員会告示第22号

会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第3項に規定する報酬の基本額等（令和2年静岡県教育委員会告示第3号）の一部を次のとおり改正したので、告示する。

令和3年3月19日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

改正前	改正後																																																				
<p>1 職員の区分及び職務内容 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県立学校（静岡県教育委員会組織規則第2条第1項第5号に規定する県立学校）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職員の区分</th> <th style="text-align: center;">職務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>乳幼児発達支援指導員</td> <td>特別支援学校の超早期教育推進に伴う業務</td> </tr> <tr> <td>就労促進専門員</td> <td>特別支援学校の就労促進業務</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 市町及び学校組合の設置する小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園（以下「小学校等」という。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職員の区分</th> <th style="text-align: center;">職務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常勤講師</td> <td>教育課程に基づく授業及び教育に関する業務</td> </tr> <tr> <td>特別支援教育支援員</td> <td>特別支援教育の充実を図る業務</td> </tr> <tr> <td>初任者研修指導員（養護）</td> <td>新規採用養護教員の校内研修の指導等の業務</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>別表第1 報酬の基本額</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職員の区分</th> <th style="text-align: center;">報酬の基本額 (時間額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>県立学校に勤務する職員</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	職務内容	(略)		乳幼児発達支援指導員	特別支援学校の超早期教育推進に伴う業務	就労促進専門員	特別支援学校の就労促進業務	(略)		職員の区分	職務内容	非常勤講師	教育課程に基づく授業及び教育に関する業務	特別支援教育支援員	特別支援教育の充実を図る業務	初任者研修指導員（養護）	新規採用養護教員の校内研修の指導等の業務	(略)		職員の区分	報酬の基本額 (時間額)	(略)		県立学校に勤務する職員	(略)	<p>1 職員の区分及び職務内容 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県立学校（静岡県教育委員会組織規則第2条第1項第5号に規定する県立学校）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職員の区分</th> <th style="text-align: center;">職務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>乳幼児発達支援指導員</td> <td>特別支援学校の超早期教育推進に伴う業務</td> </tr> <tr> <td>実習支援指導員</td> <td>実習等の教員の補助業務及び任用する障害者への指導等の業務</td> </tr> <tr> <td>就労促進専門員</td> <td>特別支援学校の就労促進業務</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) <u>県</u>、市町及び学校組合の設置する小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園（以下「小学校等」という。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職員の区分</th> <th style="text-align: center;">職務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常勤講師</td> <td>教育課程に基づく授業及び教育に関する業務</td> </tr> <tr> <td>初任者研修指導員（養護）</td> <td>新規採用養護教員の校内研修の指導等の業務</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>別表第1 報酬の基本額</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職員の区分</th> <th style="text-align: center;">報酬の基本額 (時間額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>県立学校に勤務する職員</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	職務内容	(略)		乳幼児発達支援指導員	特別支援学校の超早期教育推進に伴う業務	実習支援指導員	実習等の教員の補助業務及び任用する障害者への指導等の業務	就労促進専門員	特別支援学校の就労促進業務	(略)		職員の区分	職務内容	非常勤講師	教育課程に基づく授業及び教育に関する業務	初任者研修指導員（養護）	新規採用養護教員の校内研修の指導等の業務	(略)		職員の区分	報酬の基本額 (時間額)	(略)		県立学校に勤務する職員	(略)
職員の区分	職務内容																																																				
(略)																																																					
乳幼児発達支援指導員	特別支援学校の超早期教育推進に伴う業務																																																				
就労促進専門員	特別支援学校の就労促進業務																																																				
(略)																																																					
職員の区分	職務内容																																																				
非常勤講師	教育課程に基づく授業及び教育に関する業務																																																				
特別支援教育支援員	特別支援教育の充実を図る業務																																																				
初任者研修指導員（養護）	新規採用養護教員の校内研修の指導等の業務																																																				
(略)																																																					
職員の区分	報酬の基本額 (時間額)																																																				
(略)																																																					
県立学校に勤務する職員	(略)																																																				
職員の区分	職務内容																																																				
(略)																																																					
乳幼児発達支援指導員	特別支援学校の超早期教育推進に伴う業務																																																				
実習支援指導員	実習等の教員の補助業務及び任用する障害者への指導等の業務																																																				
就労促進専門員	特別支援学校の就労促進業務																																																				
(略)																																																					
職員の区分	職務内容																																																				
非常勤講師	教育課程に基づく授業及び教育に関する業務																																																				
初任者研修指導員（養護）	新規採用養護教員の校内研修の指導等の業務																																																				
(略)																																																					
職員の区分	報酬の基本額 (時間額)																																																				
(略)																																																					
県立学校に勤務する職員	(略)																																																				

	乳幼児発達支援 指導員	1,719 円		乳幼児発達支援 指導員	1,719 円	
	就労促進専門員	1,500 円		<u>実習支援指導員</u>	<u>1,719 円</u>	
(略)			(略)			
小中学校等に勤 務する職員	非常勤講師	2,820 円	小中学校等に勤 務する職員	非常勤講師	2,820 円	
	<u>特別支援教育支 援員</u>	<u>1,000 円</u>		初任者研修指導 員（養護） 初任者研修指導 員（栄養）	初任者研修指導 員（養護） 初任者研修指導 員（栄養）	2,820 円
	初任者研修指導 員（養護） 初任者研修指導 員（栄養）	2,820 円				
(略)			(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。